

改正

平成26年 1 月27日 告示第 6 号

令和 4 年 8 月31日 告示第115号

志免町広告掲載基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、志免町広告事業実施要綱（平成20年志免町告示第45号）第 4 条の規定に基づき、町の広告媒体に掲載することができる広告に関する基準を定めるものとする。

(規制対象業種又は業者)

第 2 条 次に掲げる業種又は業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種及びそれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第 2 条に規定する「貸金業」の適用を受ける業種及びそれに類するもの
- (3) たばこに係る業種
- (4) ギャンブルに係る業種（宝くじに係るものを除く。）
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に関する業種
- (6) 町の指名停止措置を受けている者
- (7) 租税その他公課を滞納している者
- (8) 商品先物取引業
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者
- (10) 興信所及び探偵事務所等を営む者
- (11) 各種法令で禁止若しくは定めのない商法、商品又はサービスを提供する者
- (12) 銃砲刀剣類その他危険物に関するもの、連鎖販売取引に関するもの等規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こすおそれのある業種
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (14) 刑事事件係争中の者
- (15) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告に係る業種又は事業者として適当でないと認める

もの

(広告内容の基準)

第3条 掲載する広告は、内容及び目的が明確で社会的に信用度の高い情報であり、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 人権侵害、名誉棄損及び差別的なもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 意見広告又は名刺広告に関するもの
- (7) 町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 町の広告事業の円滑な運営に支障を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 求人広告を主たる内容とするもの
- (10) 肖像権、著作権若しくはプライバシー等第三者の権利を侵害するもの若しくは不利益を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 色若しくはデザイン等が広告媒体との調和を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 次の各号のいずれかに該当し、美観風致を損なうおそれのあるもの
 - ア 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
 - イ 公衆に不快感を起こさせるもの
 - ウ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれのあるもの
- (13) 消費者被害の予防や拡大防止の観点から、次の各号のいずれかに該当し、適切でないもの
 - ア 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 誇大な表現のもの、断定的なもの又は根拠のないもの
 - ウ 抽象的若しくは曖昧な表現のもの又は誤認を招くようなもの
 - エ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項に規定する表示に該当すると認められるもの
 - オ 瑕疵、虚偽又は誤記のある内容を表示するもの
 - カ 国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - キ 投機心又は射幸心を著しくあおるもの

ク その他消費者を誤認させるおそれのあるもの

(14) 青少年保護及び健全育成の観点から、次の各号のいずれかに該当し、適切でないもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するようなもの

ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するようなもの

エ その他青少年の心身及び教育に有害となるもの又はそのおそれのあるもの

(必要記載事項)

第4条 広告主は、責任の所在を明らかにするため、広告に広告主の名称、所在地及び連絡先を明記するものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、広告掲載基準に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年1月27日告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年8月31日告示第115号)

この告示は、公示の日から施行する。